

○泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第2項及び第5項の規定に基づき、組合の特別職の職員(議会の議員を除く。以下同じ。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 月額 19,000円
- (2) 副管理者 月額 18,000円
- (3) 監査委員
 - ア 組合議会の議員のうちから選任されたもの 日額 2,000円
 - イ 識見を有する者のうちから選任されたもの 月額 10,000円
- (4) 公平委員会委員 年額 20,000円
- (5) 泉佐野市田尻町清掃施設組合附属機関条例(令和4年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)別表に掲げる附属機関の委員その他の構成員
 - ア 新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員 日額 10,000円
 - イ その他 日額 7,200円
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会委員 日額 10,600円
- (7) 行政不服審査会委員 日額 10,600円
- (8) その他の臨時又は非常勤の職員 常勤の職員との権衡を考慮して管理者が定める額

(報酬の支給方法)

第3条 年度の中途において年額で定める報酬を受ける職に就いた者又はその職を離れた者に対する当該年度分の報酬は、当該報酬額にその者の当該年度における在職月数を12で除して得た数を乗じた額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

- 2 月額により報酬の額が定められている特別職の職員の報酬は、月の初日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として日割によっ
て計算するものとする。ただし、死亡により離職したときは、その月分までの報酬を支給する。
- 3 報酬は、年額で定めるものにあつては年度末までに、月額及び日額で定めるものにあつては一
般職の職員の給料の支給日の例により支給する。ただし、日額で定めるもの(前条第3号アのも
のを除く。)にあつては、管理者が必要と認める場合、勤務1日ごとに計算した額をその都度支
給することができる。

第4条 削除

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法に関しては、別に条例で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月21日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは、「100分の190」とする。
- 3 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間、管理者の報酬については、第2条第1号に掲げる金額に100分の60を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 4 平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間、副管理者の報酬については、第2条第2号に掲げる金額に100分の60を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 5 平成27年5月1日から平成32年3月31日までの間、管理者の報酬については、第2条第1号に掲げる金額に100分の60を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 6 平成27年5月1日から平成32年3月31日までの間、副管理者の報酬については、第2条第2号に掲げる金額に100分の60を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 7 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、管理者の報酬については、第2条第1号に掲げる金額に100分の69を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 8 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、副管理者の報酬については、第2条第2号に掲げる金額に100分の69を乗じて得た額とし、期末手当については、第4条の規定にかかわらず、支給しない。
- 9 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、管理者の報酬については、第2条第1号に掲げる金額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 10 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、副管理者の報酬については、第2条第2号に掲げる金額に100分の80を乗じて得た額とする。

付 則(昭和49年10月31日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

付 則(昭和54年1月31日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

付 則(昭和62年6月15日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

付 則(平成元年6月26日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則(平成6年10月31日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年6月30日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)
この条例は、公布の日から施行し、平成7年1月1日から適用する。

附 則(平成10年1月10日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)
この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月3日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成12年3月に支給すべき期末手当に限り、改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

附 則(平成13年3月8日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成13年3月に支給すべき期末手当に限り、改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。

附 則(平成14年3月4日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成14年3月に支給すべき期末手当に限り、改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附 則(平成15年3月3日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成15年3月1日から適用する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例第4条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

附 則(平成15年11月29日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)
(施行期日)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月3日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 5 号抄)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

(泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、変更後の泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例第 1 条及び第 2 条の規定は適用せず、改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償についての条例第 1 条及び第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 20 年 8 月 28 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 21 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 30 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 2 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 16 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 3 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 26 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 22 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月27日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第3号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。